

意見書第4号

陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備及び陸上自衛隊沖縄訓練場への兵たん部隊配置等、私たちの生命財産を脅かす全ての施策に反対し、県民の生命財産を守るための意見書

上記の議案を読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和5年9月15日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会基地関係調査特別委員会
委員長 與那覇 徳 雄

陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備及び陸上自衛隊沖縄訓練場への兵たん部隊配置等、私たちの生命財産を脅かす全ての施策に反対し、県民の生命財産を守るための意見書

先の大戦において悲惨な地上戦を経験し、24 万余の尊い生命を失った沖縄県民は、この地を二度と戦場にしない恒久平和を誓った。

しかし、岸田内閣が 2022 年 12 月 16 日に閣議決定した安保関連 3 文書は、ミサイル発射基地を攻撃する「反撃能力(敵基地攻撃能力)」の保有が明記され、平和憲法の専守防衛政策を逸脱した日本の安全保障政策の大きな転換となった。抑止力の名のもとに有事を想定した軍事強化は周辺諸国に脅威を与えるものであり、軍事力に頼る施策は、戦争への危険性をはらんでいて到底容認出来ない。

政府には、緊張緩和に向けた対話とアジア太平洋諸国との平和的な地域外交の推進が求められる。78 年前に鉄の暴風と言われる沖縄戦を体験した県民の教訓は「命ドゥ宝」である。

本村の東側にある米軍嘉手納弾薬庫地区(読谷村、沖縄市他)には、陸上自衛隊沖縄訓練場への弾薬や物資支援を担う兵たん部隊配置が計画され、火薬庫の共同使用も見込まれることや陸上自衛隊勝連分屯地には地対艦ミサイル部隊配備が予定されており、中部圏域の日米基地が正に標的となるのは火を見るより明らかである。また、自衛隊の基地強化は、新たな基地負担であり断じて許されるものではない。

上陸地点である読谷村は、憲法擁護の精神に基づき、日本国憲法の基本理念である恒久平和に努め、平和で安全な環境の下に人間としての基本的な権利と豊かな生活が築ける社会の実現に向けて推進している。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全と平穏な生活を守る立場から、陸上自衛隊沖縄訓練場への弾薬や物資支援などを担う兵たん部隊配置及び陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備、先島へのミサイル配備、司令部の地下化等々に反対すると共に、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 沖縄を再び戦場にしないために、すべての沖縄の自衛隊基地の機能強化を止め、対話による平和外交に徹すること
- 2 沖縄の基地負担を軽減すること
- 3 沖縄をアジアの玄関口として位置付け、平和の拠点とすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 15 日

沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長